

＜新旧対照表＞「みなとパソコンサービス・コンピュータ伝送サービス・VALUX全銀ファイル伝送サービス利用規定」

項目	現 行	改 正 後	変更内容・補足説明等
第1章 総 則 [共通事項] 第4節 その他の 共通事項	第1条【サービスの定義】 (3) 通信回線・接続方法 本サービスの利用にあたっては、閉域回線・インターネット回線等の通信回線を使って、契約者が占有するパソコン、ホストコンピュータ（以下「パソコン等」といいます）を、当社のコンピュータに直接、AnserDATAPORTセンター、VALUXセンターまたはZEDIセンター等銀行外部のセンター（以下「外部センター」といいます）経由で間接的に接続することとします。本サービスに含まれる各サービスの名称と通信回線・接続方法は下表のとおりとします（下表に記載の「みなとパソコンサービス（AnserDATAPORT方式）」および「みなとコンピュータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）」を以下総称して「AnserDATAPORT方式」といいます）。 （新設）	第1条【サービスの定義】 (3) 通信回線・接続方法 本サービスの利用にあたっては、電話回線・閉域回線・インターネット回線等の通信回線を使って、契約者が占有するパソコン、ホストコンピュータ（以下「パソコン等」といいます）を、当社のコンピュータに直接、AnserDATAPORTセンター、VALUXセンターまたはZEDIセンター等銀行外部のセンター（以下「外部センター」といいます）経由で間接的に接続することとします。本サービスに含まれる各サービスの名称と通信回線・接続方法は下表のとおりとします（下表に記載の「みなとパソコンサービス（AnserDATAPORT方式）」および「みなとコンピュータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）」を以下総称して「AnserDATAPORT方式」といいます）。 第19条【ソフトウェアの取扱】 (1)本サービスのうち一部のサービスにおいて、契約者が当社のソフトウェアを利用する場合、当社は契約者に対しソフトウェアを貸与し、その引渡方法は契約者指定のパソコンへのインストール、もしくは、CD-ROM等の引渡によることとします。 (2)契約者は当社が貸与したソフトウェアおよびCD-ROM等は善良なる管理者の注意義務をもって管理し、第三者には開示しないものとします。 (3)契約者はソフトウェアおよびCD-ROM等について次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく当社に通知するものとします。 ①当社の権利を侵害するような事態が発生したとき、またはそのおそれがあるとき。 ②盗難・滅失・棄損などの事故が発生したとき。 以降、条番号を繰り上げ	<u>みなと銀行の事務・システムリニューアル対応に伴う修正</u> <u>当社ソフト提供開始に伴う条文追加</u>
第2章 資金管理 サービス 第2節 総合振込 に関する 事項	第33条【取扱方法】 (1) 契約者は、当社が受託業務を行なうのに必要な振込明細を記録した依頼明細を、第24条に定める依頼明細の受付時限までに当社のセンターあてにデータ伝送の方法により送信してください。この場合、当社所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いが受けられるものとします。ただし、当社を含むグループ各行にある受取人の預金口座宛のうち当社が認める口座宛の振込の場合は、当社所定の日を除く銀行非営業日を指定いただけます。なお、当社は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。 (2) 当社は、第1項の依頼明細に基づき取組指定日に振込手続きを行ないます。 以 上	第34条【取扱方法】 (1) 契約者は、当社が受託業務を行なうのに必要な振込明細を記録した依頼明細を、第25条に定める依頼明細の受付時限までに当社のセンターあてにデータ伝送の方法により送信してください。この場合、当社所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いが受けられるものとします。ただし、当社を含むグループ各行にある受取人の預金口座宛のうち当社が認める口座宛の振込の場合は、当社所定の日を除く銀行非営業日を指定いただけます。なお、当社は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。 (2) 当社は、第1項の依頼明細に基づき取組指定日に振込手続きを行ないます。 以 上	<u>条番号の繰り上げに伴う本文内の条番号変更</u>

改定実施日：2026年3月16日